

海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン

制定 平成 28 年 4 月 1 日 27 食産第 6095 号

改正 平成 29 年 4 月 1 日 28 食産第 6099 号

農林水産省食料産業局長通知

第 1 趣旨

海外の日本食レストランの数は、2015 年 7 月現在で約 8 万 9 千店となり、2 年前の約 5 万 5 千店と比較し約 1.6 倍にまで急増しており、これらは日本産農林水産物・食品の海外仕向け先として重要な拠点の一つとなっている。

このような状況を踏まえ、日本産農林水産物・食品の海外需要を拡大し、輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を民間団体等が自主的に日本産食材サポーター店として認定できるよう、「海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を定める。

第 2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1 日本産食材

日本国内で生産された農林水産物又は製造・加工された加工食品をいう。

2 日本産酒類

日本国内で製造された酒類をいう。

第 3 日本産食材サポーター店の認定要件

日本産食材サポーター店（以下「サポーター店」という。）の認定要件は、次のとおりとする。

1 飲食店の場合

(1) 日本産食材等の使用

日本産食材を使用した料理を常に提供していること又は日本産酒類を専門店として提供していること。

(2) メニューにおける日本産食材等の使用の表示

日本産食材については、料理メニュー等において、日本産である旨の表示（日本産、日本国〇〇県産和牛、日本産米コシヒカリ等）があること。日本産酒類については、メニュー等において、日本産である旨の表示（日本酒、日本酒（〇〇県〇〇酒造）等）があること。

(3) 顧客への P R

接客等の際に日本産食材又は日本産酒類の魅力や特長を P R していること。

2 小売店の場合

(1) 日本産食材の場合

ア 日本産食材の販売

日本産食材を常に販売していること。

イ 日本産食材の表示

日本産食材を陳列している商品棚に、日本産である旨の表示（日本産、日本国〇〇県産等）があること。

ウ 顧客へのPR

日本産食材の魅力や特長をPRしていること。

(2) 日本産酒類の場合

ア 日本産酒類の販売

日本産酒類を常に販売していること。

イ 日本産酒類の表示

日本産酒類を陳列している商品棚に、日本産である旨の表示（日本産、日本国〇〇県産等）があること。

ウ 顧客へのPR

日本産酒類の魅力や特長をPRしていること。

第4 運用・管理団体及び認定団体

1 サポーター店の認定の実施主体

海外のサポーター店の認定は、運用・管理団体（本ガイドラインの運用・管理を行う民間団体等であって、その旨の届出を農林水産省に行ったものをいう。以下同じ。）及び運用・管理団体が認定した民間団体等（以下「認定団体」という。）が行うものとする。

2 認定団体の認定等

(1) 認定団体となろうとする民間団体等は、運用・管理団体が定める様式による申請書に、サポーター店の認定を受けた者に対する定期的なサポート体制（食材に関する情報の発信等）に関する事項を記載した書面を添えて、運用・管理団体に対し申請を行うものとする。

(2) 運用・管理団体は、申請の内容が本ガイドラインに適合したものである場合には、当該民間団体等を認定団体として認定するものとする。ただし、当該申請の内容に不備がある場合には、補正させた上で認定するものとする。

(3) 運用・管理団体は、認定団体が行う認定に係る業務が本ガイドラインに適合しない場合又は申請内容と異なる場合には、速やかに認定団体の認定を取り消すものとする。

3 運用・管理団体及び認定団体の義務

- (1) 運用・管理団体及び認定団体は、サポーター店を募集し、申請のあった海外の飲食店又は小売店が第3の日本産食材サポーター店の認定要件(以下「認定要件」という。)を満たしているか確認の上、認定証を交付するものとする。
- (2) サポーター店の認定期間は、当該認定の日から起算して2年間とする。運用・管理団体及び認定団体は、当該サポーター店の認定期間満了時点において、認定要件を満たしていると確認できる場合に限り、認定の更新を行うものとする。
- (3) 運用・管理団体及び認定団体は、当該サポーター店が認定要件を満たした継続的な活動が困難となった場合には、認定を取り消すことができる。
- (4) 認定団体は、運用・管理団体に、認定したサポーター店のリスト(国・地域別、都市別、店舗名)を四半期毎(4月、7月、10月、1月)に報告するものとする。

第5 サポーター店の認定のロゴマーク

- 1 運用・管理団体、認定団体及びサポーター店は、サポーター店の普及、認定証及びPRへの使用を目的に、農林水産省が別に定めるロゴマークを使用することができる。
- 2 ロゴマークの使用に当たっては、農林水産省が別に定める利用許諾に関する条件を遵守しなければならない。

第6 その他

本ガイドラインに定めるもののほか、本ガイドラインに基づくサポーター店の認定の実施につき必要な事項は、運用・管理団体が別に定めることができる。